ファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

3　販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第十八条第一項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

（法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第四十九条　令第九条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（法第十八条第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等）

第五十条　販売業者又は役務提供事業者は、前条に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一　申込みをした者がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第十八条第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面が交付されること。

二　法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面に記載すべき事項であり、かつ、申込みをした者にとつて重要なものであること。

三　法第十八条第一項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第四十八条第一項第一号に掲げる方法に限る。）により提供する場合においては、申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第二十四条第一項の規定による申込みの撤回等ができなくなること。

四　法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる申込みをした者に限り、法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2　販売業者又は役務提供事業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3　販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことが

［条を加える。］

［条を加える。］